

非核三原則の法制化に関する意見書

広島、長崎の被爆から66年目を迎えるが、人類がつくり出した最も残忍な兵器である核兵器による犠牲者が二度と生まれないよう、地球上から核兵器がなくなること強く望むものである。

核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領は、2009年4月5日、プラハにおいて核兵器のない世界を追求していくことを明言し、また、189カ国が参加した核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議は、核兵器なき世界の実現を目指す行動計画を柱とする最終文書を全会一致で採択している。さらに、去る3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、国民を核恐怖の不安に陥れている。

今こそ日本は、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たすべきである。

よって、国においては、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則の法制化を実現するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年7月1日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	菅	直	人	様	
総務大臣	片	山	善	博	様
外務大臣	松	本	剛	明	様
防衛大臣	北	澤	俊	美	様
衆議院議長	横	路	孝	弘	様
参議院議長	西	岡	武	夫	様